

## 議案第74号

### 取手市都市公園条例の一部を改正する条例について

取手市都市公園条例（昭和62年条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

#### 提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，取手市都市公園の使用料の額を見直すとともに，公園内に自動販売機を設置した場合の加算金に関する規定の追加，競技会等の催しのための使用料及び公園内での行為の禁止に関する規定の見直し等，所要の整備を行うため，本条例の一部を改正するものです。

取手市都市公園条例の一部を改正する条例

取手市都市公園条例（昭和62年条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>動物</u>を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(5) <u>広告物の掲示若しくは配布、看板若しくは立札の設置又はこれらに類する行為</u>をすること。</p> <p>(6)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 指定された場所以外の場所へ<u>車両</u>を乗り入れ、又はとめておくこと。</p> <p>(10)及び(11) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>2 前項の場合において、自動販売機の設置の許可を受けた者</u>にあつては、<u>その設置期間における当該自動販売機による販売物品に係る月ごとの売上金額に、100分の40を上限として市長が別に定める割合を乗じて得た額及び電気料金を、同項の使用料に加算して納付しなければならない。</u></p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>鳥獣魚類</u>を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(5) 広告類を掲出し、又は散布すること。</p> <p>(6)から(8)まで (略)</p> <p>(9) 指定された場所以外の場所へ<u>車馬</u>を乗り入れ、又はとめておくこと。</p> <p>(10)及び(11) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 (略)</p>

別表第2第2項の表第2条第1項第4号に掲げる行為の項を次のように改める。

第2条第1項第4号に掲げる行為	1平方メートルにつき1日	1
-----------------	--------------	---

別表第2第4項(1)の表から(6)の表までを次のように改める。

(1) 取手緑地運動公園

施設名	単位	金額(円)	
		市内区分	市外区分
野球場	1面につき1時間	250	370
少年野球場	1面につき1時間	120	180
テニスコート	クレー 1面につき1時間	190	280
	全天候 1面につき1時間	350	520
サッカー場	1面につき1時間	120	180
ソフトボール場	1面につき1時間	100	150
分区園	1区画につき年間	1,500	2,250

(2) 向原公園

施設名	単位	金額(円)	
		市内区分	市外区分
テニスコート	クレー 1面につき1時間	250	370
	全天候 1面につき1時間	480	720

(3) とがしら公園

施設名	単位	金額(円)	
		市内区分	市外区分
野球場	1面につき1時間	500	750
テニスコート	1面につき1時間	480	720

(4) 花輪スポーツ公園

施設名	単位	金額(円)	
		市内区分	市外区分
テニスコート	1面につき1時間	350	520

(5) 桜が丘近隣公園

施設名	単位	金額 (円)	
		市内区分	市外区分
テニスコート	1面につき1時間	350	520

(6) 光風台テニスコート

施設名	単位	金額 (円)	
		市内区分	市外区分
テニスコート	1面につき1時間	350	520

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の申請に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。